

富山市教育委員会と富山市PTA連絡協議会役員との懇談会

第3分科会資料

日 時 平成29年10月25日(水) 午後6時15分
会 場 C i C 3階 学習室1～3、学習室5

校務の効率化

校務の効率化・情報化を推進することで、子どもと向き合う時間を確保する。

● 重点

1 校務の効率化を図る。

複数の視点から見直しを進め、業務の整理を図ります

業務の合理化を…ムダを減らして仕事スッキリ

- 既存業務の見直しによる教職員の負担軽減を図る。
- ① 校内分掌の見直しと改善で各自の負担を平準化
 - ② 学校規模に応じた校内組織や業務の統合整理
 - ③ 校内報告書類や研究実践集等の簡略化
 - ④ 各種校内行事や事業の見直し・精選や廃止
 - ⑤ 持ち込み行事や募集業務の見直し・精選
 - ⑥ 行事等のチェックリストの活用

*指導力向上委員会校務部会「校務支援チェックリスト」参照（平成23年3月各校配付、市教セHP教材データベース掲載）

会議の効率化を…事前の準備でスムーズな会議

- 会議の回数削減や時間短縮を図る。
- ① 分かりやすく簡略な資料の作成
 - ② 事前の資料配付と確認による会議時間短縮
 - ③ 会議終了時刻の設定と通知
 - ④ 関係教職員での事前打合せと共通理解の徹底

協働意識と同僚性の構築を…全員で「チーム〇〇小・中」

全教職員がベクトルを揃え、活動に取り組む職場づくりを進める。

- ① 教材や行事のマニュアルやチェックリスト等、過去のデータやファイルの共有
- ② 教職員間のサポート体制確立による各自の負担を軽減
- ③ 何でも相談し合える、風通しのよい職員室の雰囲気づくり
- ④ 若手・ミドルリーダーとベテランでの支援・助言組織の推進

超過勤務時間の縮減を…早めの退勤でリフレッシュ

- 超過勤務しない日や一斉退勤日を定期的に設定する。
- ① 「さわやかナイスデー」*や「ノ部活動デー」の実施
 - ② ペーパーレス会議による会議準備時間の短縮
 - ③ 勤務時間外の会議や打合せの撤廃（緊急時等を除く）
※ 全教職員で定時退勤に努める日として設定

【参考】誰でもできる効率のよい学級事務

ポイント1 各自の活用で整理・整理
気が付いたときや気が付かなくても、緊急度・重要度を軸にして、自由に貼り替える。

ポイント2 デジタルカメラやメモの活用
手帳の扉に気が付いたら写し取りを申し込む。一日の予定や通知票の記入に使えたり、ファイル名にメモする。
(例)0938 友達の考えを述べ(山田)平野(稲橋)高

ポイント3 一日のハイパー化
学級事務のハイパー化は、無駄なく時間を使う。毎日、二人分だけ学習や行動について記録する。など、成績等の記録を果敢とていく。

ポイント4 古い資料・教材・教員の共有化と利活用
同僚や先輩の技、財産を利用してもらう。応用の利く教具をみんなで活用する。

ポイント5 「箱の整理」を楽しむ(工夫)
吉野編や紙ケースを用いた提出物の仕分け、ファイルの整理等をする。

ポイント6 オンラインの活用
使えるエクセルの技をマスターする。使えるワード活用まで応じて有効に活用する。富山市で導入しているソフトも便利である。
*「さわやかナイスデー」(平成28年6月実施)より

2 校務の情報化を図る。

定型的な業務の情報化を推進し、情報の二次利用を可能にします

- (1) 共有化
「定例報告、出席状況、成績」等、校内で二次利用が想定される情報を共有化する。
- (2) 自動化
定型的な一連の作業で処理される業務については、自動化を進める。

【参考…富山市共通の成績処理システムの導入】

成績（評価）のデータを、1度だけ入力することで、「成績一覧表」「通知表」「指導要録」「調査書（中学校）」「抄本」等への一連の出力が一括して処理できる。小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から運用している。また、平成27年度から中学校では、出席簿入力システムと成績処理システムとの連動が可能となっている。



※ 校務の情報化においては「個人情報保護のための留意事項」(H26.6.19配付)を徹底し、個人情報の保護に努める。

定例校園長会配付資料

平成29年9月28日

(宛先) 小・中学校長

学校教育課長

教職員の出退勤時間等の把握について (参考配付)

このことにつきましては、5月の校園長会で、ご説明したとおり、11校において6月から試験的に「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」を運用し、教職員の適正な勤務時間の管理と把握に努めているところであります。

教職員の勤務時間管理につきましては、別添資料1にありますように、「校長などは、部下である教職員の勤務時間外における業務の内容やその時間数を適正に把握するなど、適切に管理する責務を有している」とされており、各校では、国の動向にも注視しつつ、より一層、教職員の勤務時間の管理と把握を徹底し、時間外労働の縮減に努めるようお願いいたします。

なお、来年度からの全小・中学校での実施に先立ち、「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」を参考配付いたします。

活用される学校がございましたら、教職員係までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 参考配付資料

- (1) 「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」本体
- (2) 「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」運用の実施について
(平成29年5月16日付)
- (3) 「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」関連資料一式 (P1-16)
- (4) 「長時間労働教職員への医師による面接指導の実施について」
(平成22年4月)
- (5) 「長時間労働教職員への医師による面接指導について」
(平成27年3月11日)
- (6) 「長時間労働の解消に向けた取り組みについて」 (平成29年5月26日)

2 その他

文書交換では、この通知文のみの配付となります。配付資料については、すべて財務パソコンの学校教育課共有フォルダを通じて、送付いたします。

(担当) 教職員係 池永
(電話) 443-2211)

1 教員の勤務時間管理

【出典 文部科学省 学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議 審議のまとめ】

教職員間での役割分担と協力関係を作りつつ、学校の組織的運営を行っていく上で、校長や副校長・教頭などが教職員の勤務の状況を把握することは、その当然の前提となるものである。また、公立学校の教員を含む地方公務員には、労働基準法第 32 条などの労働時間に係る規制が適用されている以上、校長などは、部下である教職員の勤務時間外における業務の内容やその時間数を適正に把握するなど、適切に管理する責務を有している。

さらに、労働時間の適正な把握については、平成 13 年に厚生労働省が、使用者に労働者の労働時間を適正に把握する責務があることを改めて明確にし、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を示した「労働時間の適切な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を策定している。これは公立学校にも適用されるものであり、この中で、始業、終業時刻を確認し記録することなどが示されている。

しかしながら、公立学校の管理職以外の教員には、労働基準法第 37 条の時間外労働における割増賃金の規定が適用除外となっており、時間外勤務の時間数に応じた給与措置である時間外勤務手当が支給されず、全員一律に給料に 4 パーセントの定率を乗じた額の教職調整額が支給されている。このような現行制度の下では、実態として月々の給与を支給する上で管理職が部下である教員の時間外勤務の状況やその時間数を把握する必要に迫られることが少ない。

また、これが、教員には労働基準法第 37 条が適用除外となっているだけであるにもかかわらず、労働基準法による労働時間に係る規制が全て適用除外されており、管理職は教員の時間外勤務やその時間数を把握する必要はないという誤解が生じている一因にもなっていると考える。

さらに、労働安全衛生法では、平成 18 年に長時間労働者への医師による面接指導実施が職員数 50 人以上の事業場（学校も含む。以下同じ。）について義務づけられ、平成 20 年 4 月からは全ての事業場に義務づけられている。これを実施する上でも労働時間の適正な把握が求められる。

昭和 50 年 2 月 25 日の最高裁判決では、国は国家公務員が国もしくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理にあたっては、国家公務員の生命及び健康などを危険から保護するよう配慮すべき義務（安全配慮義務）を負っているとされている。また、平成 12 年 3 月 24 日の最高裁判決においても、民間企業の使用人は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負い、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきであるとされている。

そして、地方公共団体も同様に当該地方公共団体の地方公務員について安全配慮義務を負っていると考えられる。

（下線は市教委で重要と考えて、引いたものである。）

2 労働時間の評価の目安

疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因である労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、

- ① 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症の関連性が弱いと評価できること。
- ② おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まると評価できること
- ③ 発症1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できることを踏まえて判断します。

【出典 「脳血管疾患及び虚血性心疾患（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付厚生労働省労働基準局長通達）】

3 国の動向（参考）

公立学校の教員には、現行制度上では、給特法が適用されるため、国の働き方改革関連の適用が除外されるが、国の働き方改革の動向にも注視していく必要がある。

- ・週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とする。
- ・特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回るできない時間外労働時間を年720時間とする。
- ・かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることをできない上限として

- ① 2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれにおいても休日労働を含んで80時間以内
- ② 単月では、休日労働を含んで、100時間未満
- ③ 原則を上回る特例の適用は、年6回を上限

【出典 「働き方改革実行計画（概要）」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）】

(参考) モデル校配付資料

「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」の運用について

学校教育課

1 趣旨

学校においては、管理職が適切に教職員の勤務時間を把握することを通じて、長時間勤務の縮減に努め、教職員が子供たちとしっかり向き合う環境を整えていくことが求められるところである。また、教職員自らも勤務時間の把握を通じて、効率的な業務の遂行や健康の維持・増進への意識の高揚につなげることが大切である。さらに、富山市教育委員会においても、勤務時間の実態を把握することを通じて、その縮減や業務の効率化に向けた指導・助言を行っていくことが必要である。

以上のことから、平成30年度より富山市内全小・中学校において「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理システム」を運用する。

2 実施期間

○ 平成29年度

6月から

モデル校で試験的に実施

2月から

富山市内全小・中学校で試験的に実施

○ 平成30年度

4月から

富山市内全小・中学校で完全実施

3 対象教職員

校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、事務職員、臨時的任用講師

※以下の教職員は、対象外とする。

非常勤講師、短時間再任用教諭、短時間勤務職員

4 調査方法

(1) 「出退勤時刻及び休日出勤 自己管理表」による管理・記録（毎日：各自）について

① 出勤時刻（週休日・休日を含む）【各自で入力】

② 退勤時刻（週休日・休日を含む）【各自で入力】

③ 在校時間数【自動計算】

④ 超過勤務時間数【自動計算】

⑤ 週休日・休日等に勤務した時間【自動計算】

※ただし、部活動に従事した時間、大会等への引率時間は別途記録

⑥ 超過勤務の主な内容【ドロップダウンリストで選択入力】

⑦ 休暇等の取得状況【各自で入力】

- (2) 「出退勤時刻及び休日出勤状況一覧」による管理・記録（月末：管理職）について
- ・ 上記④、⑤の合計が1か月で100時間を超えた教職員名及び合計時間、時間外勤務の主な内容及び医師等による面談の希望の有無
 - ・ 上記④、⑤の合計が2か月連続で80時間を超えた教職員名及び合計時間、時間外勤務の主な内容及び医師等による面談の希望の有無
 - ・ 上記④、⑤の合計が1か月で100時間もしくは2か月連続で80時間を超えていないが、疲労の蓄積等から健康に不安があり、医師等による面談を希望した教職員名

- (3) 「出退勤時刻及び休日出勤状況一覧」の提出（月末：市教委へ）について

- ① 平均出勤時間【自動表示】
- ② 平均退勤時間【自動表示】
- ③ 時間外勤務時間の平均【自動表示】
- ④ 時間外勤務時間が100時間または80時間を超えた人数
- ⑤ 面談を希望した人数
- ⑥ 時間外勤務の主な理由

5 提出物

出退勤時刻等一覧表

※集計結果は、メールで回答願います。

メールアドレス：ikenaga.yoshiko.55@city.toyam.lg.jp

6 調査結果提出期限

翌月5日まで

平成29年度 コミュニティ・スクールモデル事業について

学校教育課

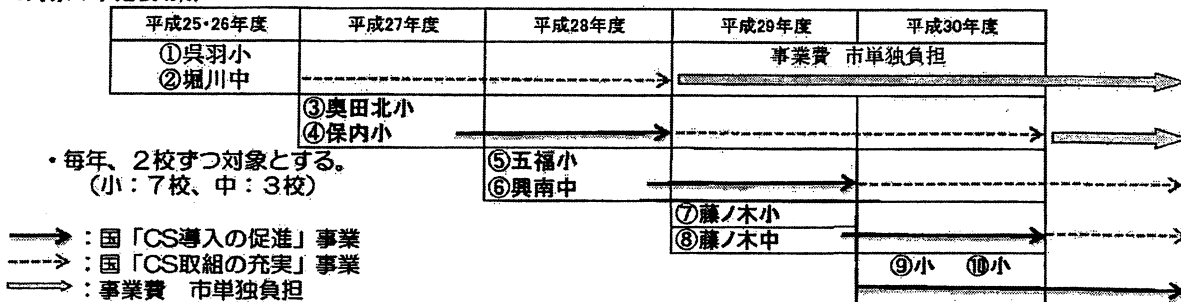
■趣 旨

コミュニティ・スクールとして、学校運営協議会を設置し、地域の教育力を有効に生かし、学習支援等の具体的な支援を得て、教育活動を充実させることとする。

■対象校の拡充について

平成30年度末までに、約10校程度の対象学校を目指す(富山市教育振興基本計画の数値目標)。

■対象の予定表(案)



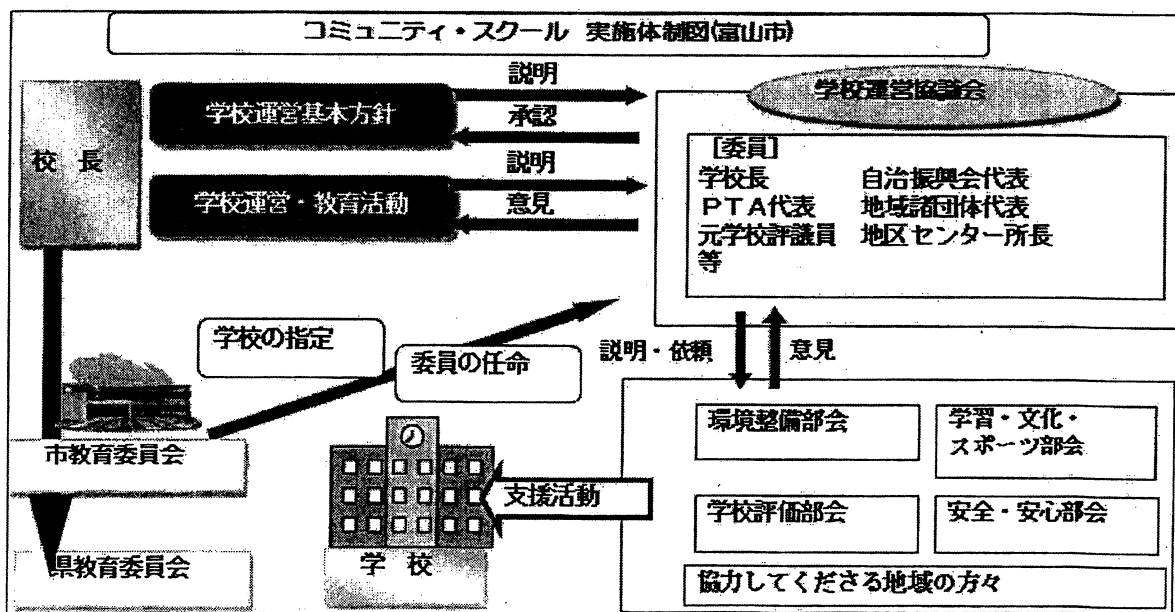
■富山市の目指すコミュニティ・スクール

【学校と地域、保護者との連携を強化し、学校を活性化する】

- ・ 学校が学校運営協議会に対し、学校運営の基本的方針について説明し、承認を得たり、学校の課題に対する方策を共に考え活動したりすることで、学校と地域との協力体制を構築し、学校を活性化する。

【教育活動への支援により教育活動を充実する】

- ・ 学校運営協議会を通して地域の教育力を有効に生かし、学習支援等の具体的な支援を得て、学校教育の充実を図る。
- ・ 学校・家庭・地域が一体となって、互いの信頼関係を深め、子どもの健全育成や安全確保を図る取組を推進する。



■モデル校による成果と課題

<成果>

- ・ 学校運営協議会を通して、地域や保護者と子どもたちの実態や課題を共有し、解決に向けた熟議を行う中で、地域との一体感がさらに高まった。
- ・ 地域と連携した交流活動が活発になり、多数の教育支援ボランティアの応募があるなど、地域の方々の学校に対する関心が高まった。
- ・ 地域の方との活動を通し、学びに深まりが生じ、活動への達成感や充実感を感じる子どもたちが増えた。

<課題>

- ・ 学校と地域の連携をコーディネートしていく人材や、熟議を行う時間の確保が難しい。

学校運営協議会と学校評議員との違い

- 学校運営協議会は、合議制の機関であって、法律に基づき、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限が付与されており、校長は、学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになる。
- 学校評議員は、学校教育法施行規則に基づき、校長の求めに応じて、個人としての立場で、学校運営に関する意見を述べるものであり、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定を行ったりするものではない。学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割は異なるものである。
- PTAは、学校及び家庭における教育の理解と振興や、児童・生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭・地域とをつなぐ役割を持ち、学校の教育活動に協力を行うものであり、学校運営協議会とはその役割、機能を異にするものである。

学校評議員制度と学校運営協議会制度の違い		
	学校評議員制度	学校運営協議会制度
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。
設置	任意設置	任意設置
位置付け	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例が見られる。	教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。

<p>法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法施行規則」第49条 ・平成12年4月1日施行 ・学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6 ・平成16年9月9日施行 平成29年3月31日一部改正 ・教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その対象とする学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。
<p>資格要件等</p>	<p>当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもの</p>	<p>地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者</p>
<p>(任命)</p>	<p>校長が推薦し、設置者が委嘱</p>	<p>教育委員会が任命 ※委員の身分は、特別職の地方公務員</p>
<p>主な内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 ・学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。 	<p>以下の具体的な権限を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 2 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 3 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。 <p>※「2と3」について</p> <p>平成29年3月31日一部改正により、<u>富山市学校運営協議会規則に定める事項について、当該教職員の任命権者に対して意見を述べる</u>ことができることとなった。</p>

(文部科学省 コミュニティスクール設置の手引き: 2. コミュニティスクールをめぐる20のQ&Aより)

1 テーマ：子供を犯罪被害から守る。

2 平成29年度4月～9月の児童生徒の被害事案（事故報告略報等より）

事案	小学校(件)	中学校(件)	事案の概要
暴力被害	0	2	生徒間による暴力被害
虐待被害	1	0	母親からの著しい体罰
性的被害	3	7	ツイッター上で性的な脅迫を受ける等
不審者被害	4	8	声かけ事案、つきまとい事案、露出事案、

3 ネットパトロールによる情報提供（県教委からの情報提供）

- 平成28年度は、中学生が150件、小学生が1件の情報提供があった。
- 同一生徒が複数回、指導の対象となるケースが多く見られる。
- 主な事例
 - ・ 個人情報の掲載（自分や友人の名前、所在地等） もっとも多いケース
 - ・ 肖像権や著作権があると思われる画像の掲載や転載
 - ・ 23時以降の外出及び友人宅への書き込み
 - ・ 飲酒・喫煙の疑い又は、誤解を招く表現
 - ・ 授業中に撮ったと思われる写真を掲載（不真面目な授業態度など）
 - ・ 不適切な表現「ころすよ」「まじころす」等

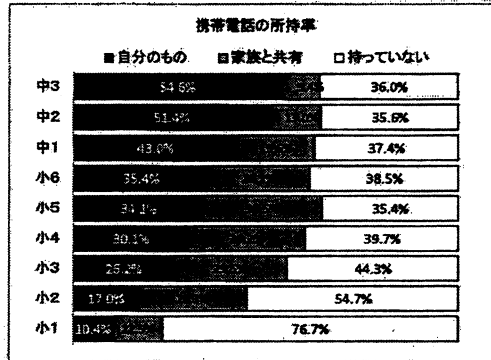
4 SNS等に関わるトラブルについて

- 平成28年度は、中学生が4件、小学生が3件の報告があった。
- 主な事例
 - ・ 不適切な写真を掲載し、LINEグループに送った。
 - ・ LINEグループから強制退会させられた。LINEの中で仲間を実名を挙げて誹謗中傷するの書き込みをして、トラブルに発展した。
 - ・ 友人同士で、いじめと疑われる行為や、危険な遊びを行っている場面を録画し、動画投稿サイトに投稿した。

【携帯所持について】

	自分のもの						家族と共有						持っていない						
	H20	H22	H24	H26	H27	H28	H20	H22	H24	H26	H27	H28	H20	H22	H24	H26	H27	H28	
小学校	1年生			13.5%	15.8%	11.9%	10.4%			14.4%	18.7%	12.4%	12.9%			72.1%	65.5%	75.7%	76.7%
	2年生			15.1%	21.4%	20.4%	17.0%			19.3%	28.6%	26.5%	28.3%			65.6%	50.0%	53.2%	54.7%
	3年生			17.6%	26.9%	26.4%	26.2%			26.1%	25.6%	30.4%	29.5%			56.3%	47.5%	43.1%	44.3%
	4年生	10.9%	9.4%	17.0%	28.9%	29.3%	30.1%	13.2%	12.8%	21.2%	23.3%	26.4%	30.2%	75.8%	77.8%	61.8%	47.8%	44.2%	39.7%
	5年生	14.0%	11.1%	17.0%	28.9%	32.1%	34.1%	9.0%	10.9%	17.4%	24.1%	25.9%	30.5%	76.9%	78.0%	65.6%	47.0%	42.0%	35.5%
	6年生	14.2%	13.0%	18.7%	28.6%	31.8%	35.4%	9.2%	6.6%	12.8%	22.1%	26.4%	26.1%	76.7%	80.4%	68.5%	49.2%	41.8%	38.5%
中学校	自分のもの						家族と共有						持っていない						
	H20	H22	H24	H26	H27	H28	H20	H22	H24	H26	H27	H28	H20	H22	H24	H26	H27	H28	
	1年生	30.2%	24.7%	29.7%	40.5%	39.2%	43.0%	7.3%	6.1%	9.1%	14.1%	15.9%	19.6%	62.5%	69.2%	61.2%	45.4%	44.9%	37.4%
2年生	43.6%	34.6%	35.1%	44.4%	47.3%	51.4%	6.5%	6.8%	6.5%	10.9%	11.9%	13.0%	49.9%	58.7%	58.4%	44.7%	40.8%	35.6%	
3年生	53.5%	44.2%	44.8%	50.7%	49.2%	54.6%	7.0%	6.7%	5.0%	6.2%	9.1%	9.4%	39.5%	49.1%	50.2%	43.1%	41.7%	36.1%	

	H28			合計	
	自分のもの	家族と共有	持っていない		
小学校	小1	10.4%	12.9%	76.7%	100.0%
	小2	17.0%	28.3%	54.7%	100.0%
	小3	26.2%	29.5%	44.3%	100.0%
	小4	30.1%	30.2%	39.7%	100.0%
	小5	34.1%	30.5%	35.4%	100.0%
	小6	35.4%	26.1%	38.5%	100.0%
中学校	中1	43.0%	19.6%	37.4%	100.0%
	中2	51.4%	13.0%	35.6%	100.0%
	中3	54.6%	9.4%	36.0%	100.0%



*小教点第2位以下四捨五入で合計が100%にならない場合は「持っていない」で調整

10.4%	12.9%	76.7%	100.0%
17.0%	28.3%	54.7%	100.0%
26.2%	29.5%	44.3%	100.0%
30.1%	30.2%	39.7%	100.0%
34.1%	30.5%	35.4%	100.0%
35.4%	26.1%	38.5%	100.0%
43.0%	19.6%	37.4%	100.0%
51.4%	13.0%	35.6%	100.0%
54.6%	9.4%	36.0%	100.0%

